



来春小学校・中学校入学予定のお子さんをお持ちの保護者の皆様へ
就学援助とは、経済的に困りの保護者に対し、就学に係る費用の一部を援助する制度です。

○新入学用品費の申請及び支給月が変更になりました。○

これまでは、入学後に就学援助の申請を行い、7月に新入学用品費給付をしておりましたが、
経済的な負担を軽減するために、**入学前の3月に保護者の口座へ振り込みとなりました。**

☆この援助を受けるためには申請の手続きが必要です☆

1. 援助対象の方

- ① 国頭村に住所があり、来春新小学1年生・新中学1年生の保護者の方
- ② 現在、生活保護を受けている方、生活保護を停止または廃止された方
- ③ 村民税が非課税世帯の方
- ④ 児童扶養手当を全額支給されている方
- ⑤ 世帯の収入が基準額未満の方（国頭村就学援助要綱の認定基準による対象者）



※上記①～④に該当しない場合でも、災害等で財産をなくした、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますので、教育委員会までご相談ください。

前年就学援助を受けていた方でも、

援助を希望される方は申請が必要です。



2. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ① 申請書 (教育委員会や学校の事務室に準備しています。)
- ② 保護者名義の通帳またはキャッシュカードのコピー
- ③ 印かん (認め印可。スタンプタイプの簡易印鑑やシャチハタは不可。)

※前年、当年1月1日現在に国頭村以外にお住まいだった方は、前の市町村から住民票謄本、所得・課税証明書、生活保護証明書を取得し、提出してください。

3. 提出先

教育委員会へ提出してください。

該当する様式を教育委員会に出してね!



4. 申請の流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。※援助の内容によって異なります。

5. 締切日・結果通知

申請期間	申請結果の通知
令和4年1月16日(月)～令和4年2月10日(金) ※切	2月下旬

※審査結果は、郵送にて文書でお知らせします。



注意!

※新入学用品費以外の学用品費・修学旅行費等の就学援助申請は、従来どおり4月以降に再度申請となります。

『わたしも該当するのかな?...』

など

教育委員会へ気軽に相談してね!



詳細は、国頭村教育委員会まで
お問い合わせください。



国頭村教育委員会 教育課 就学援助担当まで

電話 0980-41-2255

〒905-1495 国頭村辺土名121番地